

議案第96号

川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年9月3日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

川崎市立高等学校授業料等徴収条例（昭和23年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1全日制の課程の項中「9,600円」を「9,900円」に改め、同表定時制の課程の項中「2,600円」を「2,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に川崎市立高等学校（以下「高等学校」という。）に在学する者で、施行日前に入学し、転学し、又は編入学したものに係る授業料の額は、改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、高等学校に転学し、又は編入学した者に係る授業料

の額は、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

参考資料

制 定 要 旨

市立高等学校の授業料を改定するため、この条例を制定するものである。